

医療法人博康会 アクラス中央病院

指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防リハビリテーション運営規定

第1条 (運営規程設置の主旨)

医療法人博康会アクラス中央病院が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

第2条 (事業の目的)

要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者」という）に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

第3条 (運営の方針)

- 1 訪問リハビリテーション等の従事者は、要支援者・要介護者が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、計画的な医学管理の下に理学療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものでなければならない。
- 2 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

第4条 (施設の名称及び所在地)

訪問リハビリテーション等を実施する事業者の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人博康会 アクラス中央病院
- (2) 所在地 鹿児島市武岡1丁目121-5
- (3) 管理者 中村 俊博

第5条 (従業者の職種、員数、及び職務内容)

訪問リハビリテーション等の従事者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 理学療法士 2人以上（常勤・兼務）
作業療法士 0人
言語聴覚士 1人以上（常勤・兼務）

療法士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画（以下「訪問リハビリテーション計画」という）に基づき、利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図るために必要なりハビリテーション、指導を行う。

第6条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日、振替休日、お盆、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

ただし、サービス提供時間は、午前9時00分開始、午後5時30分までに移動終了となる為そのサービス提供時間は、訪問リハビリテーションサービスを提供する区域によって移動時間を考慮するものとする。

第7条 (利用料その他の費用の額)

訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用額は、介護報酬告示上の額とし、訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合に記されている負担割合を利用者負担額とする。

第8条 (通常の事業の実施範囲)

事業の実施範囲は鹿児島市の中央部とする。

第9条 (訪問リハビリテーション計画の作成)

訪問リハビリテーション等は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

第10条 (秘密保持)

(1) 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

(2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

第11条 (苦情処理)

提供した訪問リハビリテーション等に係る利用者及びその家族から相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置する。

第12条 (事故発生時の対応)

利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、

必要な措置を講じることとする。また、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第13条 (緊急時における対応方法)

事業者は、訪問リハビリテーション等の提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合、速やかに主治医等に連絡を取るなど必要な対応を講じる。

第14条 (サービスにあたっての留意事項)

- (1) サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
- (2) 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
- (3) 事業者は、正当な理由なく訪問リハビリテーション等の提供を拒んではならない。
- (4) 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。
- (5) 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。
- (6) 法定代理受領サービスに該当しない訪問リハビリテーション等に係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した訪問リハビリテーション等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行する。

第15条 (個人情報保護)

事業者は、利用者の個人情報保護について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

第16条 (記録の整備)

計画書・サービス担当者会議の記録・その他の事業の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から5年間保存する。書類の保管については、所定の書棚で行い他者が見る事の出来ない様に管理を行う。

第17条 (業務継続計画の策定等)

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、次に掲げる措置を講じる。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画（BCP）の変更を行う。

第18条（虐待防止に関する事項）

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会（リモート会議も可能とする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (3) 虐待防止のための指針を整備する。
- (4) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- (5) 虐待防止に関する担当者を置く。

第19条（衛生管理等）

- (1) 事業所は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (4) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第20条（身体拘束等の禁止）

- (1) 事業所は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- (2) 事業所はやむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

第21条（その他運営に関する留意事項）

- (1) 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (2) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人博康会にて適宜定めるものとする。

（附則）

この規定は、平成19年1月1日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日より改訂する。

この規定は、平成26年8月1日より改訂する。

この規程は、平成26年11月1日より改訂する。

この規程は、平成27年4月1日より改訂する。

この規程は、平成27年11月1日より改訂する。

この規程は、平成29年9月1日より改訂する。

この規程は、令和1年7月1日より改訂する。

この規程は、令和6年3月31日より改訂する。

この規程は、令和6年9月1日より改訂する。